

平成16年3月26日	厚生労働省発能第0326003号
平成17年1月21日 改正	厚生労働省発能第0121002号
平成19年3月30日 改正	厚生労働省発能第0330010号
平成19年4月23日 改正	厚生労働省発能第0423004号
平成20年3月31日 改正	厚生労働省発能第0331013号
平成22年3月31日 改正	厚生労働省発能0331第12号
平成23年4月 1日 改正	厚生労働省発能0401第1号
平成23年5月 2日 改正	厚生労働省発能0502第6号
平成24年4月 6日 改正	厚生労働省発能0406第2号
平成25年5月16日 改正	厚生労働省発能0516第1号
平成26年4月 1日 改正	厚生労働省発能0401第1号
平成27年4月21日 改正	厚生労働省発能0421第2号
平成28年3月29日 改正	厚生労働省発能0329第9号
平成28年8月 1日 改正	厚生労働省発能0801第6号
平成29年4月19日 改正	厚生労働省発能0419第1号
平成30年4月 2日 改正	厚生労働省発開0402第16号
平成30年9月 4日 改正	厚生労働省発開0904第6号
平成31年4月 1日 改正	厚生労働省発開0328第8号
令和元年5月15日 改正	厚生労働省発開0515第3号
令和2年2月14日 改正	厚生労働省発開0214第6号
令和2年4月 8日 改正	厚生労働省発開0408第1号
令和2年12月25日 改正	厚生労働省発開1225第9号
令和3年3月10日 改正	厚生労働省発開0310第1号
令和5年4月 24日 改正	厚生労働省発開0424第3号
令和6年2月 26日 改正	厚生労働省発開0226第1号
令和6年3月 29日 改正	厚生労働省発開0329第1号

職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費）交付要綱

(通則)

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第63条第1項第1号及び第2号の規定に基づく職業能力開発校設備整備費等補助金（法律補助）並びに職業能力開発校設備整備費等補助金（予算補助）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定による他、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、法第63条第1項第1号、第2号及び第9号に基づく、認定職業訓練助成事業、都道府県立職業能力開発校等の建物・機械の整備事業、職業訓練指導員研修事業、職業訓練受講奨励事業及び独立行政法人雇用・能力開発機構が設置していた旧情報処理技能者養成施設（以下「情報処理技能者養成施設」という。）の機械の整備事業の交付の対象となる事業の実施を円滑に行いせしめ、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 法第63条第1項第1号の規定により都道府県が事業主等に対して行う、認定職業訓練助成事業
- (2) 法第63条第1項第2号の規定により都道府県が行う、都道府県立職業能力開発校及び都道府県立職業能力開発短期大学校（以下「都道府県立職業能力開発校等」という。）の建物・機械の整備事業及び都道府県立障害者職業能力開発校の建物・機械の整備事業
- (3) 法第63条第1項第9号の規定により都道府県が行う、都道府県立職業能力開発校等及び都道府県立障害者職業能力開発校の職業訓練指導員に対する研修事業
- (4) 都道府県が行う、特別支援障害者等を新たに都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校へ受け入れる際に必要な訓練技法等を習得するために独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する指導技法等体験プログラムへの、都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校の職業訓練指導員等の派遣
- (5) 都道府県が行う、特別支援障害者等を専門に受け入れる訓練科の新規設置や円滑な運営を支援するために独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する専門訓練コース設置・運営サポート事業への、都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校の職業訓練指導員等の派遣
- (6) アイヌ地区住民の就職促進を図るために北海道が行う、職業訓練受講奨励事業
- (7) 地域の中小企業労働者、求職者等の教育訓練等を実施する地方公共団体（情報処理技能者養成施設を設置する地方公共団体に限る。）及び情報処理技能者養成施設の運営法人（情報処理技能者養成施設を設置する運営法人、又は情報処理技能者養成施設を設置する地方公共団体から運営を委託された運営法人に限る。）（以下「地方公共団体等」という。）が行う、情報処理技能者養成施設の機械の整備事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、交付の対象となる経費と、別に定める算定基準により算定して得た額のいずれか低い額に、別表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。
- ただし、3(5)に定める事業については、交付の対象となる経費に、別表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 3に定める事業に付される条件
 - ア 事業に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - イ 事業の内容を変更する場合（別に定める軽微な変更を除く。）には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ウ 事業を中止又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - オ 毎年度10月末日までの事業の遂行状況を別紙様式第1号により毎年度11月20日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - カ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - キ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分する場合には、別に定める方法により算定した額を国庫に納付させることがある。
 - ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ケ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第2号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 3(1)に定める間接補助事業者が実施する事業に付される条件

ア 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、前記(1)ア～ケに掲げる条件を附さなければならない。この場合においてアからオまで及びキ中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「毎年度11月20日」とあるのは「毎年度11月10日」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、カ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。

イ 前記アにより付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第3号による申請書を毎年度毎に定める期日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(概算払)

7 この補助金は、国の支払計画の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

(申請の変更、中止又は廃止に係る手続)

8 上記5の(1)ア～ウに挙げた事業内容の変更及び当該事業の中止又は廃止について申請を行う場合には、それぞれ、別紙様式第4号による変更交付申請書若しくは別紙様式第5号による補助事業中止（廃止）承認申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付の決定等までの標準的期間及び通知)

9 厚生労働大臣は、交付申請書等が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更、中止又は廃止を含む。）を行い、通知するものとする。

(交付決定の取消等)

10 間接補助事業者が法令又は補助事業者の付した条件に違反した場合には、国の補助事業者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（上記5の(1)ウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第6号による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

12 この補助金の額の確定等は以下のとおり行うものとする。

(1) 厚生労働大臣は、11の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。なお、交付すべき補助金の額の確定については4によるほか、別に定めるものがある場合は、それによるものとする。

(2) 厚生労働大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(認定職業訓練助成事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

13 仕入控除税額が確定した場合の補助金の返還は、次のとおり行うものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(2) 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他)

14 特別の事情により上記4、6、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

15 3(7)に規定する情報処理技能者養成施設の運営法人が、別紙で定める様式により申請等を行う場合については、押印を不要とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月21日より施行する。

(平成16年新潟県中越地震に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 新潟県の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、平成16年新潟県中越地震により被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成16年度及び平成17年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費)都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1/3」とあるのは「1/2」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「1/2」とあるのは「3/4」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月2日より施行する。

(東日本大震災に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、東日本大震災による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成23年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

3 東日本大震災に際し、認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成23年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「3／4」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月6日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

(東日本大震災に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 東日本大震災による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費について平成23年度中に交付決定を行ったもののうち、翌債手続き及び明許繰越しを行ったものの平成24年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

3 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成24年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月16日より施行し、平成25年4月1日より適用する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成25年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「2／3」とする。

とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

- 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成26年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費)都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成27年4月21日より施行し、平成27年4月1日より適用する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

- 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成27年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費)都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(建設又は介護の事業に係る認定職業訓練助成事業費補助金に係る暫定措置)

- 建設又は介護の事業に係る認定職業訓練の実施に必要な経費に関する補助金の交付については、平成31年度までの間、都道府県が補助する額が、交付の対象となる経費の2／3と、別に定める補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合には、都道府県が補助する額に加え、その不足額を交付することができる。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

- 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成28年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費)都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(建設又は介護の事業に係る認定職業訓練助成事業費補助金に係る暫定措置)

3 建設又は介護の事業に係る認定職業訓練の実施に必要な経費に関する補助金の交付については、平成31年度までの間、都道府県が補助する額が、交付の対象となる経費の2／3と、別に定める補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合には、都道府県が補助する額に加え、その不足額を交付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日より施行する。

(平成28年熊本地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 熊本県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、平成28年熊本地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成28年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(平成28年熊本地震に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

3 平成28年熊本地震に際し、認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、平成28年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成28年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月19日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

(平成28年熊本地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 熊本地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費について平成28年度中に交付決定を行ったもののうち、翌債手続き及び明許繰越しを行ったものの平成29年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

3 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成29年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(建設又は介護の事業に係る認定職業訓練助成事業費補助金に係る暫定措置)

4 建設又は介護の事業に係る認定職業訓練の実施に必要な経費に関する補助金の交付については、平成31年度までの間、都道府県が補助する額が、交付の対象となる経費の2／3と、別に定める補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合には、都道府県が補助する額に加え、その不足額を交付することができる。

(平成28年熊本地震に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

5 平成28年熊本地震に際し、認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、平成28年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成29年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月2日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

(平成28年熊本地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 熊本地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費について平成28年度中に交付決定を行い、翌債手続き及び明許繰越しを行ったもののうち、平成29年度に事故繰越しを行ったものの平成30年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

3 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成30年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(建設又は介護の事業に係る認定職業訓練助成事業費補助金に係る暫定措置)

4 建設又は介護の事業に係る認定職業訓練の実施に必要な経費に関する補助金の交付については、平成31年度までの間、都道府県が補助する額が、交付の対象となる経費の2／3と、別に定める補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合には、都道府県が補助する額に加え、その不足額を交付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月4日より施行し、平成30年10月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成31年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

とあるのは「2／3」とする。

(建設又は介護の事業に係る認定職業訓練助成事業費補助金に係る暫定措置)

3 建設又は介護の事業に係る認定職業訓練の実施に必要な経費に関する補助金の交付については、平成31年度までの間、都道府県が補助する額が、交付の対象となる経費の2／3と、別に定める補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合には、都道府県が補助する額に加え、その不足額を交付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月15日より施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月14日より施行する。

(令和元年台風第19号に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 令和元年台風第19号に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和元年台風第19号により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和元年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」と、「1／3」とあるのは「1／2」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月8日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和2年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

(令和元年台風第19号に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

3 令和元年台風第19号に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和元年台風第19号により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和2年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」と、「1／3」とあるのは「1／2」とする。

(建設又は介護の事業に係る認定職業訓練助成事業費補助金に係る暫定措置)

4 建設又は介護の事業に係る認定職業訓練の実施に必要な経費に関する補助金の令和2年度の

交付については、都道府県が補助する額が、交付の対象となる経費の $2/3$ と、別に定める補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合には、都道府県が補助する額に加え、その不足額を交付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月10日より施行し、令和3年4月1日より適用する。

(東日本大震災に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

- 2 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和3年度の補助率については、別表中、「（施設費及び設備費）都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「 $1/3$ 」とあるのは「 $1/2$ 」と、「（施設費及び設備費）上記以外」の項の補助率の欄中「 $1/2$ 」とあるのは「 $2/3$ 」と、「 $1/3$ 」とあるのは「 $1/2$ 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月26日より施行する。

(令和6年能登半島地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

- 2 新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和5年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「 $1/2$ 」とあるのは「 $2/3$ 」とする。

- 3 新潟県、富山県、石川県及び福井県に設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震による著しい被害を受けたものとは、これらの県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備のうち、令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に所在するものとする。

(令和6年能登半島地震に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

- 4 令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和5年度の補助率については、別表中、「（施設費及び設備費）都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「 $1/3$ 」とあるのは「 $1/2$ 」と、「（施設費及び設備費）上記以外」の項の補助率の欄中「 $1/2$ 」とあるのは「 $2/3$ 」と、「 $1/3$ 」とあるのは「 $1/2$ 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(令和6年能登半島地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

2 新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和6年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」とする。

3 新潟県、富山県、石川県及び福井県に設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震による著しい被害を受けたものとは、これらの県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備のうち、令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に所在するものとする。

(令和6年能登半島地震に係る認定職業訓練の実施に必要な施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

4 令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和6年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1／3」とあるのは「1／2」と、「(施設費及び設備費) 上記以外」の項の補助率の欄中「1／2」とあるのは「2／3」と、「1／3」とあるのは「1／2」とする。

別 表

(職業能力開発校設備整備等事業費)

補助事業の名称	補助率	補助対象事業の内容
都道府県立職業能力開発校等建物・機械	1／2以内	<p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下別表において「能開法」という。)第16条第1項に基づき都道府県が設置する職業能力開発校並びに能開法第16条第2項に基づき都道府県が設置する職業能力開発短期大学校及び障害者職業能力開発校の建物を新・増築等により整備する場合又は機械器具の購入等をする場合にその実施に必要な経費の一部について交付する事業。</p> <p>この補助事業に規定する建物及び機械器具とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。)第10条第2項の別表第2及び第12条第2項の別表第6に基づき厚生労働大臣が別に定める公共職業能力開発施設の設備の細目により必要な建物その他の工作物及び機械、その他の設備。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める建物その他の工作物及び機械、その他の設備。</p>
職業訓練指導員研修	3／4以内	<p>能開法第16条第1項に基づき都道府県が設置する職業能力開発校並びに能開法第16条第2項に基づき都道府県が設置する職業能力開発短期大学校及び障害者職業能力開発校の職業訓練指導員(以下、総称して「都道府県立職業能力開発施設のテクノインストラクター」という。)に対して、次に掲げる研修等。</p> <p>(1) 都道府県立職業能力開発施設のテクノインストラクターを民間企業等に派遣し、実態に即応した教育訓練のできる人材の育成を図るもの。</p> <p>(2) 職業能力開発総合大学校が実施する能開法施行規則第36条の5</p>

		<p>等の規定に基づく指導員養成訓練及び指導員技能向上訓練。</p> <p>(3) 都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校のテクノインストラクター等を対象とした、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する指導技法等体験プログラムへの派遣。</p> <p>(4) 都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校のテクノインストラクター等を対象とした、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する専門訓練コース設置・運営サポート事業への派遣。</p> <p>(5) 教育訓練施設等に派遣して行う職業訓練指導員職種転換研修。</p> <p>(6) その他厚生労働大臣が必要と認めるものであること。</p>
職業訓練受講 奨励事業	1／2 以内	<p>労働者の職業能力の開発と向上を図るため、職業訓練の受講が経済的な理由により困難な者に対し、受講の継続を容易にするための費用として職業訓練受講奨励金（以下「奨励金」という。）を、また、公共職業能力開発施設への入校準備に必要な費用として職業訓練受講支度金（以下「支度金」という。）を支給する場合、その支給に要する経費の一部について交付する事業。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) 奨励金については、次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア 北海道アイヌ地区に居住する住民又はその子弟であること。</p> <p>イ 能開法第16条第1項に規定する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において行う普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を受講する者であること。</p> <p>ウ 低所得世帯に属し、経済的な理由により口の職業訓練を受けることが困難な者であること。</p> <p>(2) 支度金については、(1)の奨励金の対象となる者又は次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア (1)のアに該当する者であること。</p> <p>イ 公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設において行う普通課程の普通職業訓練又は6か月以上の短期課程の普通職業訓練を受講する者であること。</p> <p>ウ 扶養親族（主としてその者により生計を維持されている者に限る。）を有する者であること。</p> <p>2 支給方法等</p> <p>奨励金については、受講期間中毎月1回、また、支度金については、入校時に1回、定額を一定の期日を定めて支給するものとする。</p> <p>3 申請手続等</p> <p>(1) 奨励金又は支度金（以下「奨励金等」という。）の支給を受けれる者についての決定は、北海道知事が行うものとする。</p> <p>(2) 北海道知事は、奨励金等の支給を受けようとする者に対し、給付申請書を当該申請者又は申請者の保護者の居住するアイヌ地区を管轄する市町村、福祉事務所もしくは公共職業安定所長を経由して提出させるものとする。この場合、必要に応じ当該市町村長、福祉事務所長もしくは公共職業安定所長に対し、申請者に係る1の(1)のア及びウの要件について所用の審査及び意見書の添付を行わせることができるものとする。</p> <p>4 支給の中止</p>

	<p>北海道知事は、奨励金の支給を受ける者が1の(1)の受給資格を欠くにいたったとき、又は退校、死亡若しくは正当な理由なく職業訓練を受講しなくなったとき、その他訓練終了の見込みがなくなったときは、奨励金の支給を中止するものとする。</p> <p>5 その他</p> <p>奨励金等を支給する北海道知事は、支給に関し必要な事項を定め、交付要綱第5条の申請書に添えて提出するものとする。</p>
--	---

(認定職業訓練助成事業費)

補助事業の名称	補助率	補助対象事業の内容
(運営費) 都道府県が補助するもの	1／2以内 (事業主等が要した交付の対象となる経費の1／3を超えない額とする。)	<p>能開法第24条第1項（同法第27条の2第2において準用する場合を含む。）の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う能開法第13条に規定する事業主等（ただし、事業主にあっては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあっては中小企業事業主の団体（団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体をいう。）又はその連合団体であるものに限る。以下同じ。）が行う認定職業訓練の運営に要する経費のうち、次に掲げるものについて都道府県が補助した場合当該補助に要した経費の一部について交付する事業。</p> <p>(1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費。</p> <p>(2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に関する経費並びに機械器具等の設備に要する経費。</p> <p>(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費。</p> <p>(4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費。</p> <p>(5) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費その他厚生労働大臣が必要かつ適切と認める経費</p>
(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの	1／3以内	都道府県が認定職業訓練のための施設及び設備（集合して行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設及び機械等）を設置又は整備する場合にその一部の経費について交付する事業。
(施設費及び設備費) 上記以外	1／2以内 (事業主等が要した交付の対象となる経費の1／3を超えない額と	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）及び能開法第13条に規定する事業主等が認定職業訓練のための施設又は設備（集合して行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設及び機械等）を設置又は整備する場合であって、当該設置又は整備に要する経費の一部について都道府県が補助した場合、その補助に要した経費の一部について交付する事業。

する。)

(旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)

補助事業の名称	補助率	補助対象事業の内容
(設備費) 地方公共団体等が設置整備するもの	定額 (10/10相当)	地方公共団体等が設置する情報処理技能者養成施設（うち青森市、北上市、いわき市又は諫早市に設置される施設に限る。）の教育訓練で使用するコンピュータの設備に必要となる経費について交付する事業